

明治初期の教員養成構想における 「中学」の位置

橋 本 太 朗

A Position of "Chugaku" in the Teacher Training
Plan during the Early Meiji Period

Taro Hashimoto

はじめに

わが国の教員養成史研究は、戦前のその場合、師範学校を中心として論じられることが一般的であった。それは、次の事実に拠っている。1886年（明治19），森有礼が学校制度の改革に際して、とくに教員養成を重視し、他の学校令とは別に師範学校令を公布して、尋常師範学校と高等師範学校とを設ける制度とした。そしてそれ以降教員養成学校の体系は、第2次大戦の終りまで師範学校と高等師範学校を基本とし、一貫して変わることなくつづけられ、小学校、中学校の教員を養成する機能を果たしてきた。ちなみに、1944年（昭和19）の教員養成のための諸学校は、大別して六種類であった。すなわち、高等師範学校、師範学校、青年師範学校、教員養成専門学校、実業学校教員養成所、臨時教員養成所である。これらの諸学校はそれぞれに異なった任務をもっていたが、いずれも教員養成を目的とした学校として特設されていた。このことは、戦前の教育界に教員は教員養成を目的とする学校において養成されるべきであるとする制度観が強くその根をおろしていたことを意味している。

しかし、明治初期にはこうした教員養成制度観には連結しない、教員養成構想があったのである。1872年（明治5）の「学制」は第40章において、「小学ノ教員ハ男女ヲ論セス年齢二十才以上ニシテ師範学校卒業或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ル事ヲ許サス」と規定し、教員の資格として師範学校か中学の卒業免状をもっていることを求めている。これは当初教員の養成がひとり師範学校だけでなく「中学」にも期待されていたことを意味し、わが国の教員養成史研究上きわめて重要である。

そこで、先ず「学制」の師範学校関係条文を考察して、当初の教員養成の諸観点を

整理し、次いで「中学」に拠って教員を養成していた府県や教員の養成を計画していた府県の事例を検証することによって明治初期の教員養成構想における「中学」の位置を明確にし、その教員養成史研究上の意義を考察する。

1. 「学制」と教員養成関係条文

1872年（明治5）8月3日に発布された「学制」は第39章において、教員養成を行なう学校を「師範学校」と称して、次のように規定した。

「小学ノ外師範学校アリ此校ニアリテハ小学ニ教ル所ノ教則及其教授ノ方法ヲ教授ス当ニ在リテ極メテ急要ナルモノトス此校成就スルニ非サレハ小学ト雖モ完備ナルコト能ハス故ニ急ニ此校ヲ開キ其成就ノ上小学教師タル人ヲ四方ニ派出センコトヲ期ス」¹⁾。

これは職業人としての教員の養成に関して定めたわが国における初めての公的規定である。この規定によって、師範学校は小学教則の内容およびその教授法を教育して小学校教員を養成する機関として位置づけられた。

また「小学校ノ外師範学校アリ」により理解できるように、「学制」は師範学校を、小学、中学、大学という基本的な学校系統とは異なるものとして位置づけている²⁾。このことは、他の諸条文と関連づけて理解すれば明らかであるが、大木文書にある学制草稿によってさらに明確に知られる。すなわち、同草稿によれば、学制布達文の第39章の規定のうち、「小学校ノ外師範学校アリ」の部分は、「大中小学校ノ外小学教師ヲ植成スル学校アリ」と規定され、教員養成のための学校が、大学、中学、小学の学校系統とは異なる系統の学校であることを明示しているのである³⁾。そして、同条文の末尾に「此校師表学校トモ称スヘシ」と加筆されている。わが国の教員養成学校が、近代学校制度発足への企画の際に、すでに独立の学校として特設される方針であったことに注目しなければならない。

次に第40章で、小学校教員の資格を規定しているが、(1)その中で「男女ヲ論ゼス」と明記したことは、小学における教職を女子に開放した意味で重要である。この考え方の導入には、女子の適職論を含んだアメリカ合衆国に当時勃興していたフェミニゼーション (Feminization) の影響がみられる。小学校の教職に女子を導入する考え方方が当初より採用されたことは、女子に職業人として生きる一つの方途を開いた意味で注目される⁴⁾。

また(2)、「年齢二十才以上ニシテ」と年齢要件を定めたのは、一般に教師たるに必要な年齢的成熟度を二十歳程度とみなした事のほかに、欧米における小学校教員の最

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

低年齢を参照したこと⁵⁾、「学制」による中学の卒業年齢を参考にしたことによるものであろう。「学制発行ノ儀伺」第6号文書では18歳以上としているところからみて多少の論議があったとみられる⁶⁾。

次に(3)、初等教員の資格として中学を卒業することと、師範学校を卒業することとを同時に位置づけたことである。小学校より一段上の学校の卒業者をもって、初等教員の資格として充分であるとする考え方の存在は、アメリカ等の当時の実践に軌を一にするもので、同時代的には一般的な現象であったといえる⁷⁾。しかしこのことは同時に、師範学校を中等学校の一環として位置づける考え方を含んでいる。前者は専門職性意識の、また後者は養成レベルの近代化を遅らせる要因の一つとなった。前者は中等教育程度の一般的な学力をもって初等教員として充分であるという考え方を、また後者は、学校体系上、師範学校系統を別に考える理念をそれぞれ発展させる結果になった。

次に注目すべきは(4)、初等教員資格において、師範学校を卒業することをもって、直ちに有資格の初等教員となる資格の基本形態を採用したことである⁸⁾。この卒業資格主義は、医職にあっては採られていない。1874年(明治7)8月18日制定された「医制」においては、医学校を卒業することと有資格の医師たる「免状」を与えることとは別に考えられた⁹⁾。すなわち第37条によって、医学校卒業後開業するまでにさらに検定を要する旨を規定した。初等教員の資格と医師の資格を同一平面で論考することには、困難な面を含むにしても、教師における児童を、医師における患者と同様に考えるとすれば、教師開業免状の制度により私学制度を基準とした資格制度を構想することもできた。「学制」は私学私塾を肯定し、その開業には一定の規則を加えたが、富国強兵、国民皆学の政治理念の教育における施策としては公共学校制度を重視した。教職にあっては、被教育者の数が教師の数を決定し、医職にあっては、医師の数が患者の数を決定するのである。教職の場合は、常に教員の需給関係問題がその資格制度に大きく作用することになる。

第45章「師範学校ニ於テ教授ヲ受ケタル教員ハ他ノ職務ヲ兼子及他ニ転スヘカラサルヲ法トス」は、師範学校卒業者が教員以外の職業に就くことを禁止したものである。この服務義務の原則は、一面において師範学校の閉鎖性を意味するものである。

また「学制」56章「師範学校ノ生徒ハ第五十二章ニ定ムル所ノ生徒員数ノ内ヨリ之ヲ採ルヘシ」は、師範学校生徒に関する条文であり、師範学校生徒を第52章(公費による給貸費生に関する規定)に定められた給貸費生徒定員の中から採ることを規定した。この規定は、師範学校生徒全員を、「生徒ノ内學業銳敏後來大成スヘキ目的アレトモ學費ヲ納ル事能ハス及其衣食ヲ給スルコト能ハサルモノニハ費用ヲ給貸スルコトア

ルヘシ但成業ノ後年割ヲ以テ之ヲ償フトモ或ハ官ニ奉事シテ使役の受ルトモ命ニ隨フヘキノ証書ヲ出サシメ年限ヲ定メ其費用ヲ貸与ス」（「学制」52章）ることを適用すべき生徒として位置づけたものであり、「学制」第45章とも関連して、給貸費制度と奉職義務等の点において師範学校の性格を規定する大きな要因として注目せねばならない。同条文の但書である「但当今設クル所ノ師範学校ノ生徒ハ此限ニアラス」は、学制原案¹⁰⁾にも大木喬任文書の学制草稿¹¹⁾にも記載されておらず、布達文において加えられたものである。学制布達文においてこのように規定したことは、「学制」の実施に際して、教員養成が最大の急務であるがために、給貸費生定員の枠外で公費による師範学校生徒の募集を行ない、可能な限り多数の教員の養成を意図したためとみられる。

2. 「学制」の啓蒙性と教員養成

「学制」の条文中に定められた師範学校に関する規定は、以上述べてきた「第39章」「第40章」「第45章」及「第56章」の4カ条のみであり、師範学校の入学資格や教育課程等に関する具体的な規定は設けられていない。これは「学制」には、「人間そのものの近代化」即ち社会的啓蒙が期待されていたが、この当時、つまり明治初年の新政権の社会的啓蒙の内容が必ずしも明確なものではなかったということである。一般行政の面においてもそうであるが、とくに教育問題に関して、どのような人づくりをするか、その理想像は実のところはっきりとした輪郭をもたなかつた。「学制」頒布のまえ、岩倉具視グループの平田鉄胤、矢野玄道、玉松操らによって作成された「学舎制」の古色蒼然たる構想と開明派官僚の立案した「大学規則並中小学規則」との懸隔の大きさは想像を絶するほどであり、また、初等教育の面でも、前後して出た「府県施政順序」中の一項として考えられた旧態依然たる小学校と「学制」の新小学校との間にほとんど共通点を見出すことはできない。

「被仰出書」のめざす福沢のいわゆる「一身ノ独立」をベースにした実学型の人間形成にしても、そこにいたる知識文明、つまり教育内容の如何にはっきりした主義、方針が確立されていたわけではない¹²⁾。「学制」が理念面において、アメリカ式の自由主義思想をうたいながら、一方、制度的にはフランス流の干渉主義を採用、その他学科目の分類、名称などについてイギリス、プロシャ、オランダなどの数々の教育制度を参考にしていたことが何よりもそのことを裏書きしてくれるであろう。徹底的に開明的な「学制」とまったくからはらに、同じ頃、神道主義に基づく忠孝道德注入の国民教化運動、いわゆる大教宣布運動¹³⁾が進行していたことも新旧混在の状態にいっそう拍車をかけることになった。

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

要するに近代的国民国家の一日も早い構築について新政権の方針は一定しており、そのための大規模な、したがって国民的規模にわたる社会的啓蒙の必要性が不可欠であり、とりわけ初等教育にアクセントがおかれた。その際、社会的啓蒙の内容たるや、文字どおり先進国西欧諸強の知識文明の全面的な摂取、受容にはかならず、しかも、それは必ずしも、一定の主義、方針をともなわなかつた。「学制」の新小学校が、共和政体やキリスト教に関する記述をふくむフランスの翻訳教科書や、バターやチーズなど、教員自身に無縁の数かずに関する知識の授受を行なつたという悲喜劇は、そうした基本原理の無定見をそのまま反映するものであつた。

府県当局はもちろん、政府、文部省の側にも必ずしも確乎たる教育政策上の理念がないということは、結果的には、社会的啓蒙のない手としての教員の開化的役割の幅、活動領域をきわめて広範囲、また融通無碍のものたらしめたと考えられる。新小学校の教員の中には、士族出身者が多く¹⁴⁾、彼らが志士的意義にうらづけられ、文明開化の宣伝者ないし、伝達者として、はじめから自覚的、主体的に地域社会のリーダーとして活躍したことは想像に難くない。寺子屋師匠出身者の多かったことも、そのことと無関係ではない。東京や大阪、京都などの大都会はともかく、地方にあって庄屋や神官、僧侶、医師などのいわゆる名望家層の境遇にあった彼等は、もともと寺子屋経営と郷村社会の風教維持のためと考えて、経済的収入の有無などについて無視していた場合が少なくなく、社会的地位の高さはもちろん、名実共に地域社会のリーダー的存在であったのであるが、こうした彼らが社会的啓蒙のない手となつた際、むしろその自由闊達な開化的役割がみられたであろう。

その一例は、愛媛県の城東小学校の1879年（明治12）頃までの職員会議の状態について、「度々夜分まで会議を開いた。当時職員は孰れも侃々諤々其所信を陳述して相譲らず、舌端火を吐かん計りの気勢であった。時には論議半にして自説の非なるを悟れば、忽ち取消して一方の説を賛成することもあった。眼中惟公事を是れ見て敢て党同伐異の弊風はなかった。所請和して同せず、君子の争であった。……12、3年頃迄は自由教育風が行はれ教員間にも余り資格によって階級扱をせなかつたので、教員も頗る自由に活動することができた。」¹⁵⁾と述べているのを挙げることができる。明治初期の士族的教師が極めて自由性に富み、自己の教育的識見によって教育しようとしていたかが知られる。

この学制期における教員の自由闊達さを「学制」の「啓蒙性」の中にその原因を求めるができるならば、学制期の教員養成にもその「啓蒙性」「開明性」を期待してもよいであろう。このことが、「中学」（私学を含む）における教員の養成を発想さ

せるのである。

なお、1873年（明治6）3月18日、「学制ニ編追加」が布達された。その第190章は、「外国教師ニテ教授スル高尚ナル学校」を総称して「専門学校」とすると規定し、但書において「但此学校ハ師範学校同様ノモノニシテ其學術ヲ得シモノハ後來我邦語ヲ以テ我邦人ニ教授スル目的ノモノトス」と定めている。このことは、「外国教師ヲ雇ヒ専門諸学校ヲ開クモノ専ラ彼ノ長技ヲ取ルニアル」（「学制」189章）という専門学校の目的規定にも関連して、師範学校の目的が、欧米公教育の方法と理論の修得であると同時に、その成果を「邦語」により「教授」するところにあったことを示しているといえる。これは師範学校を専門学校と同等のものとして位置づけたと考えられる。しかしこれについては、「専門学校の入学資格は、小学を卒業し、外国語学校下等の教科を踏んだもので、年令16才以上とされたが師範学校は、このような学校系統に位置しなかった。つまり師範学校は、当初より専門学校として構想されたものではなく、有資格教員供給の緊急性がこれに拍車をかけて、基本的には小学校教育に密着して構想されたといわなければならない」¹⁶⁾という点を考慮に入れる必要がありそうである。

3. 明治初期の教員養成構想にみられる流動性

「学制」前後の政府とその関係者の教員養成構想には、種々の模索がみられる。

第一に、その学校の名称をみても養成学校、「小学ノ教官ヲ仕立ルノ学校」、教官教育所、師表学校、師表校、模範学校、小学教師教導場、師範学校等一定していない。

第二に、「教官教育所ノ定律」は、プロイセンの Lehrer Seminar を参考にしたものであるが、「小学教師教導場ヲ建立スルノ伺」¹⁷⁾は、アメリカの教員養成に範をとったものである。

第三に、師範学校の設立数についてであるが、1868年（明治5）年3月「学制発行ノ儀伺」とともに正院へ提出された「定額金伺」をみると政府は、師範学校を3校設立し、外国教師も3人雇い、しか�数年後にこれを廃止するという構想をもっていたことが知られる。

「定額金伺」¹⁸⁾

一、壹万零八百弗 師表学校教師月給

但師表学校三ヶ所ヲ設ケ二百五十弗乃至三百弗位置ノ外国教師当分三人ヲ雇フ其給料概略如此

一、三万両 師範学校三ヶ所營繕

但此師表学校ハ數年ノ後廢スルヲ以テ一時ノ入費トス

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

このことは、後に教員養成の上で、東京師範学校が第1・第2大学区を、大阪師範学校が第3・第4・第5大学区を、そして宮城師範学校が第6・第7大学区をそれぞれ受持つようになっていたのに符号する。また学区の巡視も柳本直太郎が第1・第2大学区、長茨が第3・第4・第5大学区、西瀬訥が第6・第7大学区を受けもっている¹⁹⁾。この師範学校を3校設立するという計画は、明治7年の愛知・広島・長崎・新潟各師範学校の設立にみる如く、発展していくのである。府県における教員の量的充足の緊急性が政府の教員養成構想を変化させていったと考えられる。

第4に、政府は当初、府県に師範学校を設けるという構想をもっていなかったのではないかということである。それは、わが国の教員養成はアメリカを範としているが、そのアメリカには州立師範学校がある。また「学制」の立案制定過程で参考にされたであろうと思われる「仏国学制」の男女師範学校総論²⁰⁾の第58条に、「各州ニ小学師範学校一ヶ所ヲ設クヘシ……然ラサレハ近隣一州域ハ数州ト合併シテ一校ヲ設クヘシ」とある。しかし「学制」は府県立師範学校について何も規定していない。近代化を推進するためと国家意志の伝達と近代的科学的知識の教授という重責を担っていく教員は官立師範学校でしか養成できないと考えていたものと思われる。しかし、この場合も、地方における教員の量的充足の緊急性が、政府に府県の教員養成学校（師範学校）の設立を承認させるようになる。

第5に、「学制」は、前述したように教員資格についてその第40章において、「師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノ」²¹⁾として有資格制度を採用している。その限りにおいて、政府は師範学校の増設だけでなく何らかの形で大量の、しかも有資格者の教員を早急に準備する必要があった。ここに「中学」の役割が大きく浮び上ってくるのである。しかし、当時有資格教員のもう一方の供給源であった中学の多くは私学だったので、結果的には師範学校に期待せざるを得なかった。ところが、この師範学校（官立）の卒業生は、地方における教員養成学校（公立）の教師に任命される場合が多かったから供給源としては間接的役割を果たしたにすぎない。そこで文部省は、1874年（明治7）7月25日布達21号をもって、「各地方ニ於テ小学教師タラン事ヲ欲スル者ハ大学区本部官立師範学校ニ於テ学業試験ノ上小学訓導タルヘキ 証書可相与」²²⁾とした。府県の教員の絶大的不足が、「学制」における教員資格の原則である卒業資格主義を変更させたと言える。しかしこの問題は、初等教育が完成し、中学が登場してくると解決される筈のものであった。

4. 明治初期の教員養成と中学

維新政府は当初、3校の官立師範学校で教員を養成し、それを府県に派出し、その地域の代表的小学校か、あるいは将来続々と設立されると期待される中学校で新しい教員を創出する。そしてそれが軌道に乗ったら、官立師範学校を廃止すると構想していたという仮説を提示したい。そして、各府県の「中学」に拠って教員の養成をした事例や、養成を計画した事例を検証することによって当論文の課題に応えよう。

(1) 「中学」に拠って教員の養成を行なった府県の事例

① 京都府

1869年（明治2）京都府は、講師教師助教撰挙規則²³⁾を制定し、教員志願者を「中学」に集め、府知事以上臨席の上試験し、読書、筆道、算術とそれぞれ一科毎に教員を採用した。そして翌70年（明治3）以降、筆算の授業開始²⁴⁾、相互研究の方法として小学校教師切差会を創立（明治4年）²⁵⁾、第1社の句読師が輪読会、輪講会を開催²⁶⁾（明治5年）、小学校取締所（中学を改称し從来の中学事務を引継いだもの）は、筆算局を設け数学規則を制定し、志願者を募集（明治6年）、そして算術、筆道教師に漢学の素養を兼習させるため小学校取締所内に一局を設け、勤務外に來所させた（明治8年）²⁷⁾。これは教員には、専門教科だけでなく教員としての教養が必要であることを認識し始めたという意味で注目すべきことである。

このように京都府は、1876年（明治9）に師範学校を設立²⁸⁾するまで「中学」が教員養成の中核となっていた。

② 堺県

堺県においては、幕末からあった堺郷学所は、1870年（明治3）10月に廃止された²⁹⁾が、翌71年（明治4）春その内容を充実して、「堺県学」と名称を改めて開校した³⁰⁾。堺県学は、数校の分校をもち、「皇漢洋ノ諸書ヲ參酌シ地理歴史修身算術等ノ学科ヲ教ヘ旁ラ英語ヲ教ル」³¹⁾中学校であるが、その堺県学内に、創設の当初から師範学科が設置されていた³²⁾。さらに教員の需要の激増に対応するため、1873年（明治6）県学を廃し、同年8月、河泉学校を開設した³³⁾。これは「学制」の上等小学下等中学の教則を節取した一種の変則であったが、翌74年（明治7）1月より大阪師範学校の体裁に倣って、予科本科二種の教則を設け専ら教員養成を行なう機関とした。これが1875年（明治8）の堺県師範学校となるのである。その教員養成の方法は次の通りである。

教員養成ノ法³⁴⁾

教員ノ陶冶ハ管ノ内外ヲ論セス畧ミ讀書算術ヲ解スルモノヲ試験シ百名ヲ限り貸費生トス（一人ニ付一ヶ月金二円五十銭ヲ給シ教員トナルノ上月賦ヲ以テ費額ヲ

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

返納セシムルヲ法トス)

右ハ河泉学校内ニ寄宿セシメ六ヶ月間予科ヲ授ケ又二ヶ月間小学教法ヲ伝習シ派出シテ以テ助教トナス之ヲ尋常ノ教員陶法トス（明治六年八月ヨリ既ニ養成派出セシモノ凡ソ二百名）

此外各小学中五等以上，助教二十名ヲ撰ミ更ニ試験ノ上之ヲ公費生トナシ六ヶ月間上下等小学本科ヲ授ケ以テ準訓導トナシテ枢要ノ小学ニ分派ス（当今既ニ準訓導トナスモノ十二名）

右ノ外教員志願ノモノハ其学力ヲ試験シ三週間教法ヲ略伝習シ亦助教トナシテ各小学校ニ分派ス（此人員四百四十一名）

③ 敦賀県

1873年（明治6）敦賀県は、福井私立中学内に師範学科を設け小学生徒のなかで中学の年齢に達し、小学の教科を粗卒業の者を入学させて教員を養成し、また中学生徒中20歳以上で師範学科中2・3科成達の者を試験し、小学校の教員の欠乏を補った。（「管内連区中学師範生徒教導方ノ儀ニ付伺」）さらに1874年（明治7）には、福井師範学校として120名の生徒を試験の上入学させ、翌75年（明治8）には等級に応じて訓導に補し各学校へ派遣した³⁵⁾。

管内連区中学師範生徒教導方ノ儀ニ付伺³⁶⁾

当県管内ニ於テ多数ノ小学追々設立相成候ニ付テハ差当リ教員ニ乏シク甚タ差間居候条当今ノ処福井私立中学ヲ以テ管内四中学区ノ連区中学ト見做シ保護ノ道相立右中学校内ニ於テ師範学科取設ケ四中学区内小学生徒ノ内ニテ中学年齢ニ立至リ小学ノ学科略卒業ノ者ヲ入学修業為致及ヒ二十歳以上変則中学生徒ノ内ニテ師範学科中二科三科成業ノ者ヲ試験致シ管内小学教員ノ欠乏ヲ相補ヒ候様致シ度旨先般相伺置候処其後何等ノ御指令モ無之追々小学教員検査配当向等必至差迫候ニ付業已ニ施行為取掛申候若シ御差間ノ産モ候ハ早急御指揮之有度此段御届旁更ニ相伺候以上

明治六年十一月九日 敦賀県権令 藤井勉三

小督学 柳本直太郎殿

④ 福島県

1874年（明治7）福島県は、福島中学内へ教則講習所を設け師範学校卒業生久米由太郎を教師として、生徒30名を入学させ6ヶ月間教則を講習し教員として小学校へ派出した。入寮中の諸費用は全て委托金を充当し、校則教則は、師範学校（東京）の校則に準拠した³⁷⁾。

⑤ 度会県

1874年（明治7）度会県は、山口、松坂、久居の3ヶ所に外国语学校（中学）を設け、外国教師を雇い、傍に小学講習所を置き、年齢稍長じ從前修学して略小学教科を卒業したのに相当する者を集めて小学教員を養成した³⁸⁾。

⑥ 相川県

1874年（明治7）相川県は、翌75年（明治8）に師範学校を設立するまで、旧県学修教館（私立）を仮中学と改称して小学校教員を養成した。敦賀県の事例と同様私立の中学校における教員養成であることに注目しておきたい³⁹⁾。

⑦ 岡山県

1873年（明治6）岡山県は遺芳館⁴⁰⁾（私立中学）において教員の養成を開始し、翌74年（明治7）教員養成を専らにする温知学校を設立し、その修業年限を2ヶ年と定めた。但し、下等小学の授業法を伝習させて一時これを各校に派遣し、適時再入学させ終に上等小学第1級までの授業法を修了させるという現実的な教員養成法を探っていた⁴¹⁾。

温知学校改定教則⁴²⁾

此校ハ小学ノ師範タルヘキ者ヲ教成スル処ナルカ故ニ他日小学ノ師範タルヘキ学
術及授業ノ方法ヲ修メシムル者ナリ
課程ヲ五級ニ分チ每級卒業ノ者ハ試験ヲ経テ昇級セシムルヲ法トス
在学期限ヲ二ヶ年ト定ム

但當時下等小学ノ教授法ヲ伝習シ畢レハ之ヲ各校へ派遣スト雖モ再三入学ヲ充
シ終ニ上等小学第一級マテノ授業法ヲ終シムヘシ

(2) 中学と師範学校とを一体化して教員の養成をした事例

○埼玉県

1873年（明治6年）に埼玉県は、「埼玉県立学校」を設立した。これは、師範学校、中学校、医学校を総称したもので、師範学科、中学科、医学科の三科（三校）を一体として運営する方針だったので、三校はまったく別個の独立したものではなかった。

師範学科は、埼玉県小学教則により教授方法を授け、年齢17歳以下で下等小学卒業の者に中学正則科を兼学させ、年齢18歳以上の者には中学変則科を兼学させるというものであった⁴³⁾。さらに1875年（明治8）12月には、「中学師範生徒養成之儀伺」⁴⁴⁾によると、「師範生徒自費生徒之中、正則中学科優等後來大成之目度有之、且本人該学志願ノ向ハ、成業之上奉職年限等之条例学費師範生徒ノ例ニ隨ヒ、県費ヲ以テ正則中学科専門修業此段中学師範生徒養成之道相設度此段相伺候也」として中学教員養成の

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

目的を加味させている。したがって、この県立学校中学科は一般の中學としての機能と、小学校・中学校教員養成の機能を合わせもつものであった。

埼玉県立学規⁴⁵⁾

第一条 埼玉県浦和駅ニ設置スル師範学校中学校医学校ヲ總称シテ埼玉県立学校ト称ス

第二条 師範学校管理ノ職務

学区視察ヲ司ル

小学教則ヲ定ム

小学教員ヲ養成ス

小学教員ノ勤惰ヲ監督ス

第三条 中学校管理ノ職務 (略)

第四条 医学校管理ノ職務 (略)

第十二条 学科ヲ区分シテ三項トス

師範学科、中学科、医学科

第十三条 師範学科

埼玉県小学教則ニヨリ教授方法ヲ授ク尤年齢十七歳以ニシテ下等小学卒業ノ者ハ中学正則科ヲ兼学セシメ十八歳以上ノ者ハ中学変則科ヲ兼学セシム可シ

第十四条 中学医学正則学科表

洋 書		中 学	医 学
等 外	月素読	第一リードル 第二リードル 博物階梯 小地理書、数学	從來和漢ノ学ニ從事セサル者ハ毎級 中学変則科兼学スルモ妨ケナシ
一 年 生	聴 講 暗 記	中地理書、万国史 窮理書 数学	
二 年 生	同	文典 英国史 穷理書 化学書 数学	
三 年 生	同	仏国史 地質学 合衆国史 生理書 数学	解剖書 生理書 藥剤書 内科書 外科書 産科書
四 年 生	同	政体書 修身論 経済書 万国史 数学	
五 年 生	同	ロジック 文明史 メンタルヒロソヒー 万国公法 数学	三年生以上ハ患者ヲ診察シ治療ヲ施 シ側ラ高尚ノ書ヲ研究セシム但講義 ノミニシテ暗記ナシ

第十五条 中学変則学科

文法	辞格考 文章軌範 八大家文格
地学	日本地誌 与地誌畧
史学	国史攬要 道語 十八史畧 泰西史鑑 万邦史畧 文明史略
理学	博物新編 同補遺
化学	化学書
生理学	生理発蒙 人身窮理
経済学	経済論
修身学	修身論
政治学	真政大意 国法汎論 仏国政典
法律学	新律綱領 改定律例 仏国刑法 仏国民法 治罪法
画学	
記簿法	
作文	
数学	

右等級年限ヲ設ケス一月六回作文ノ外毎日聽講質問トス

自今全備ノ訳書ナキヲ以テ追々改正スル事モアル可シ

第十七条 生徒ヲ区分シテ三類トス

県費生、自費入舎生、自費通学生

但県費生ハ師範生徒ニ限ル可シ

ここでは、この「埼玉県立学規」の中學正則科、中學変則科のカリキュラムの開明性と師範学科生徒に一般普通科の修学を義務づけていることの2点に注目しておきたい。

(3) 「中学」に拠って教員の養成を計画した事例

① 山梨県

1873年（明治6）山梨県は変則中学を設立し、皇漢籍珠算等を修めた者を変則生とし専ら地学理学歴史等の翻訳書によって大意を研究させ児童を正しく教育できる小学教員の養成を計画していた⁴⁶⁾。

当県管下中学区分ノ儀ハ己ニ先般伺ヲ遂候ニ付テハ凡師範学校ノ体裁ニ倣ヒ教則ノ主意ハ向年正則ノ小学教員タル者ヲ作ルヲ旨トシ從来漢籍ノ一端ヲモ修シタル俊才ノ幼童ヲシテ変則中ノ正則生トシ又追々小学設立ニ付ニハ現今直ニ小学教員ニ可用ハ急務ニ付從来皇漢籍珠算等を修シタル者ヲシテ変則中ノ変則生トシ専ら

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

地学理学歴史等ノ翻訳書ニ依テ大意ヲ研究セシメ教育ノ際幼童ヲシテ陳腐迂遠ニ導キ方向ヲ誤ラシメサル迄ヲ主トシ先第四十三番中学校別紙ノ通変則ヲ以設立仕度者ハ御規則ト相悖り候哉モ難計候得共僻地ノ事故萬端十分ニ難相整候間其邊ハ御瞭察至急御差回被下度此段相伺候也

明治六年三月

山梨県権参事 富岡敬明

山梨県権令 藤村紫朗

第一大学区

督學局 御中

1869年（明治2年）より「中学」に拠って教員の採用・養成をしていた京都府から転出した藤村紫朗が、山梨でも「中学」での教員の養成を企図したことは興味深い。しかしこの時の文部省の指令は、小学校教員のため師範学校の体裁に倣って学校を設立するのは「不苦候共」、授業の方法は全て小学教則に準じて施行すること、また中学の設立については改めて伺いをたてることとういものであった。当時「中学」にも教員の養成は期待されていたが、文部省は、その開明性の如何を問題にしていたようである。

② 神奈川県

1874年（明治7年）神奈川県は、第7中学区横浜、第8中学区武州多摩郡日野、第9中学区相州高坐郡羽鳥村、第10中学区三浦郡浦賀村の4ヶ所に第1号～第4号の師範学校を設立し、生徒進歩の状況によってこれらを中学校に更定する計画をたてていた⁴⁷⁾。この師範学校を中学に改定するという計画は、これより前の1873年（明治6年）8月に神奈川県が文部省に伺った「小学規則」案⁴⁸⁾の第4則に、「当分ノ間師範学校ヲ設置キ生徒二十歳以上身持正シク略筆算ニ志セシ者ヲ撰テ師範学校ニ入ヘキ事」と対応して理解できる。すなわち、師範学校は「当分間」存在し、初等教育が充実して中学が必要になると、中学に改定するという計画なのである。この構想からすると中学における教員養成は永遠に続く筈のものであった。このことは、次の群馬、入間県の「教員伝習小学校」の史料によって、さらに明白となる。

③ 群馬・入間県

学校名称⁴⁹⁾

教員伝習小学校

但當時群馬入間県管内教員徵集生上下小学ノ各課ヲ学ハシメ生徒卒業中学ニ入ルノ期ヲ以テ中学校ニ成ス可シ

このように、1873年（明治6）群馬、入間両県は、教員伝習小学校で学んでいる管内の小学校教員が上下の各課を修了し、中学に入る時期がくればそれを中学校とする計画をたてていた⁵⁰⁾。

④ 奈良県

1874年（明治7）奈良県は学校教員伝習所として寧樂書院を興福寺東室に設け生徒を募集した。生徒は原則として17歳以上30歳までで定員150名上中下三等の階梯とし各6ヶ月の期間であった⁵¹⁾。なお、伝習所卒業生をもって教員充足ができたら中学に転用する計画であった⁵²⁾。

⑤ 宇都宮県

1873年（明治6）宇都宮県は、従来の中学校を転用して師範学校を設立し、寄宿生徒を置いて教員を養成しようと入学生徵募方法を制定し文部省に伺いをたてた。その指令は、「伺之通」であったが、「但シ師範学校ノ儀ハ七大学区本部三ヶ所宛設立之筈ニテ、其ノ他右ノ名称ハ不相成候改称之上其段可届出候事」⁵³⁾として、師範学校の名称を認可していない。この段階では、文部省は府県立の師範学校の設立など考えてもいないのである。「学制」に府県立師範学校の規定がないことが理解されよう。

(4) 「中学」的性格をもった(小)学校で教員の養成をした代表例

1872年（明治5年）、大分小校を設立し、既にある程度の基礎教養を修めていた者に師範の技を授け教員とした。すなわち、これはこの時期の教員不足を補うための短期養成校（修業年限2ヶ月）であった。県はこの学校を「模範校」とした。「模範」の意は、他の藩校（豊後高田、杵築、日出、森、日田、犬飼、三重、竹田、鶴崎、日杵、佐伯）の模範学校ということのほかに、「師範校」ということを指していた。むしろ「師範」の意の方が強かったと考えられる。また、福沢諭吉の「学校取建之記」や森下県令の「建校布告」では、府内に「中学」を置いて普通教育および専門教育を授けるとしているが、この中学に当たるものが大分小校であったとすることができる⁵⁴⁾。明治初年は、どの府県においてもその地域の代表的小学校は、初等教育の実践の場であり、教員志願者や現職教員の教授法の伝習の場であった。故にそれは、「模範校」であり「師範校」なのである。このことはアメリカの Model School が、師範学校になったことも軌を一にしてる。そして、地域の代表的小学校は、他の一般の小学校より上位に評価され、中学的性格をもつにいたるのである。

5. 「学制」期における教員養成再考（結語にかえて）

文部省は師範学校を中等教育相当機関として位置づけていた。このことはすでに

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

「学制」第40章の条文で確証してきたが、この条文の師範学校は少なくとも1873年（明治6）までは、官立（国立）師範学校を意味していた。それは「学制」条文には、公立（府県立）師範学校についての規定がないことでも理解される。なによりも近代化が急務であった当時としては、学校の教育内容は、開明的、啓蒙的なものでなくてはならなかった。そして近代化を推進する教員の養成が「官立」師範学校と「中学」に期待されたのである。国民精神の近代化が、国家の近代化に発展してゆくと楽観的に考えられていた状況の中あって、主体的、創造的、自覺的に生きていく人間の教育が考えられていたといえる⁵⁵⁾。

1873年（明治6）までは、文部省は公立（府県立）の師範学校の設立を認可していない（例えは神奈川、秋田、埼玉県の事例）⁵⁶⁾。また、府県が「中学」に拠って教員の養成を計画し文部省に伺い出た場合、必ずしも全ての府県がそれを認可されている訳ではない。（「中学」に拠る教員養成の全ての事例を参照）それらの文部省の基準がどこにあったか定かでないが、(1)地方行政官と新政府（要人）とのコンタクトの度合、(2)学務課（吏員）と東京師範学校乃至大学区本部との人的関係、(3)教員養成という新しい理念と構想についての当事者理解度と熱意、(4)教員養成と小学校中学校との相互関係、(5)教員を供給する文化的人的基盤の有無などが考えられる。つまりところ、その基準は、「開明性」「啓蒙性」にあったといえよう。ここに「中学」に拠る教員の養成が、そのカリキュラムの「開明性」故に期待されたのである。

明治初期の府県の実態として、当時まだ中学の数が少なかったので、師範学校は「中学」（小学校の上の教育機関）としての役割を担っていた。そして師範学校と「中学」のカリキュラムは、1875年（明治8）頃までかなりの県において同一か類似していた（神奈川県、埼玉県等）。したがって師範学校と中学校が連携して教員の養成に当たったことは、当時としては現実の方策であったのである。さらに大分県の教員養成の事例からも推察されるように、地域の代表的な小学校は「中学」としての体裁と機能をもっており、そこで教員の養成をするということも現実的で理解される。

このように考えてくると「中学」は、明治初期の教員養成構想の中核であり、またそれ以降の教員養成の中核ともなり得たのである。しかし、「中学」に拠る教員の養成は、1878年（明治9）以降どの府県においても姿を消し、府県立師範学校で教員の養成が行なわれるようになった⁵⁷⁾。このことは1878年を契機として日本の近代化の内実、つまり国民啓蒙の内容が変質し教員養成もその変容を迫られたことを意味する⁵⁸⁾。観念的精神的拘束から「個人的良心」を解放して、自覺的、主体的、創造的に生きていく人間の形成から、殖産興業、富国強兵政策に向けてのみ焦点を合わせた人間改造、

即ち人間の「近代化」への変質であった。

そこで、1875年（明治8）までの「中学」を中心とした教員養成構想のなかに、いわゆる開放制教員養成の胎芽ともいべきものが洞察されることを提起して従来の教員養成史研究に新しい視点を加えたい⁵⁹⁾。

〔註〕

- 1) 師範学校という名称が公文書に初めて現われるのは、1872年（明治5）5月14日、文部省が次のように正院へ伺い出た時である。

「此程相伺候小学教官教導場之儀自今師範学校ト相唱、生徒取立方ニ付テハ別紙之通刊行之上各府県へ布告可レ仕候間此段御聞届相成度候也」（公文録文部省之部、壬申自4月至月5全、文書第35 師範学校建立伺）
- 2) これは、基本的には近代的な単線型をとりながらも、なお傍系の学校を認める複雑な規定となっている。それは「国民教育組織を企画しようとした学制の基本構想と欧米文化を急速に輸入して指導者を養成しようとする現実的要請との間の矛盾」（仲新『明治の教育』99頁）によるものであり、当時の実情はこれを併立せざるを得なかったからである。
- 3) 海後宗臣『教員養成』3頁。
- 4) 女子の初等教員養成学校の卒業生は、1876年（明治9）でわずかに31名、1879年（明治12）でも39名と僅少そのものであった。
- 5) 尾形裕康『学制実施経緯の研究』122-3頁。
- 6) 牧 昌見『日本教員資格制度史研究』14頁。
- 7) Cubberley, E. P., *The History of Education*. Houghton Mifflin Co., pp. 750-755
- 8) 教員を養成することと、これを免許することとを区別して考える資格観の成立は、1885年（明治18）の教育令再改正に求められる。
- 9) 厚生省医務局『医制八十年史』481頁。
- 10) 「学制発行ノ儀伺」（『公文録』文部省之部、壬申自6月至7月）。
- 11) 『大未喬任文書』（国立国会図書館憲政資料室所蔵）。
- 12) 海原 徹『明治教員史の研究』23頁。
- 13) 明治新政権の基礎を確立するため、神道的イデオロギーの注入、鼓吹をめざす官製教化運動、1869年（明治2）10月の宣教師にはじまり、神祇官、そして教部省の教導職などに受けつがれ、明治10年代に入っても存続したが、その効果についてははっきりしない。
- 14) 唐沢富太郎『教師の歴史』24頁。
- 15) 『城東教育六十年』（小谷長父「回想録」）178頁。
- 16) 牧 昌見『前掲書』16-17頁。
- 17) 「師範学校建立伺」（『公文録』文部省之部 明治5年壬申自3月至5月全、文書第25）。
- 18) 「文部省定額三百万両決定ヲ請クノ書」明治5年3月正院宛（『大隈文書』A1474）。
- 19) 『文部省達全書』明治6年 第95号。
- 20) 『仏国学制』初編卷2 明治6年9月 文部省刊 1～3丁（国立公文書館内閣文庫所蔵）。
- 21) 『明治以降教育制度発達史』第1巻 288頁。
- 22) 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』18頁。

明治初期の教員養成構想における「中学」の位置

- 23) 府庁文書「政典」明治2年 伏水出庁(『府治沿革』 181頁,『学規全書』 18頁)。
- 24) 『京都府教育史』上 289頁。
- 25) 「伺留」(『明治前期における京都資料分類目録——故徳重浅吉氏所蔵資料による——』)。
- 26) 『京都府教育史』上 454頁。
- 27) 「府史」第2編 自明治8年至全11年 政治部学政類 第6小学訓導学区取締。
- 28) 「府史」第2編 自明治8年至全11年 師範学校。
- 29) 「堺市立図書館文書」。
- 30) 「大阪府資料」「堺市立図書館文書」大正9年刊の『堺市学事三十年志稿』には、明治5年正月創立とある。
- 31) 「堺市立図書館文書」。
- 32) 『大阪府教育百年史』第1巻 概説編 771頁。
- 33) 「堺県学事年報」(『文部省第1年報』)。
- 34) 「大阪府史料」上 旧堺県 政治部学校1、「堺県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 35) 「敦賀県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 36) 「福井県資料」35 敦賀県歴史 政治部11学校。
- 37) 「福島県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 38) 「度会県学事年報」(『文部省第1年報』),「宇治山田市史資料」教育編5冊の内その3(伊勢市立図書館蔵)。
- 39) 「相川県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 40) 「岡山県学事年報」(『文部省第1年報』)。
- 41) 「岡山県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 42) 「岡山県史料」県治紀事 学校1。
- 43) 『埼玉県教育史』第3巻 416頁。
- 44) 「中学師範生徒県費ヲ以テ修業セシムル件ニ付伺定」明治8年12月(埼玉県行政文書明1844-25)。
- 45) 「師範学校中学校医学校ヲ總称シ埼玉県立学校トシ学規教則等創定ノ件達」明治8年4月5日(埼玉県行政文書明1843-74)。
- 46) 「山梨県史料」14 政治部学校 明治18年。
- 47) 「神奈川県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 48) 「神奈川県誌」政治之部学校 明治1年。
- 49) 「群馬県歴史」政治部学校 乾。
- 50) 1877年(明治10)1月、群馬県大区會議では、学事議案9章を審議した。その結果、「変則中学開設、右開業ノ儀ハ追テ可相違候事」ということが決定されたが、その決定の内容は「師範学校中予備学科ヲ廢シ更ニ変則中学教場ヲ開設シ小学全科卒業生徒ヲ誘導シ猶又史学 外国語等一二科学ヒ得タキ志願ノ者ハ其教場ヘ加へテ教授シ以テ相当ノ授業料ヲ納メシム」るというもので、開設だけは決定したもの、学校の位置、教育内容、開設の時期に明らかでなかった(『群馬県教育史』第1巻 明治編上巻 383頁)。
- 51) 「奈良県学事年報」(『文部省第2年報』)。
- 52) 「官庁指令綴」(『奈良県教育八十年史』 73頁)。
- 53) 「栃木県史附録」宇都宮県 政治部学校 全。
- 54) 『大分市教育史』 304頁。

橋 本 太 朗

- 55) この教育観は、維新政府全体のものではなく、当時の文部省で主導権を握っていた開明派官僚だけのものであった。
- 56) 例えば、1873年（明治6）2月20日、神奈川県が「小学規則」について伺い、その中で師範学校の設立を計画しているが、督學局からの照会に、「師範学校ノ名称不相成候事」であった。また秋田県が、同年1月14日に出した「学校教員御差下願」や、8月18日付の設立伺文書中に師範学校の文字がみられるが、9月になって設立された時は「伝習学校」となっている。さらに埼玉県では、同年8月「埼玉県公私小学校規則」について督學局へ伺ったが、文部省は、改正局を「師範学校ノ類」として教員必修の課程なることを明示している。文部省は、1873年（明治6）の段階ではいまだ府県による師範学校設立を認めてはいない。このことは、師範講習所、師範伝習学校、師範研習所、類似師範学校、陶冶師範学校、拡充師範学校等の当時の各府県の教員養成学校の名称をみてもうかがい知られる。
- 57) 府県立師範学校の成立過程については、拙稿「学制期における府県の教員養成の実証的研究」（工学院大学研究論叢第22号）を参照されたい。
- 58) 拙稿「明治初期の教員養成とその変容」（工学院大学研究論叢第20号）を参照。
- 59) 明治初期においては、「中学」の概念は確かに明らかではない。しかし、当時教員の養成が師範学校だけでなく、カリキュラムのきわめて開明的な「中学」で、しかも私立の中学校においてもおこなわれていたこと、そして一般教育が重視されていたことなどを考慮すると開放性教員養成の萌芽ともいえるものがあったといえよう。

(はしもと たろう 本学助教授 教育学)